千葉市防犯パトロール隊表彰要綱

（目的）

第１条　地域防犯に積極的に取り組んでいる防犯パトロール隊を表彰することにより、市民の自主防犯意識を高めるとともに、地域防犯活動のさらなる活性化を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（対象団体）

第２条　活動の拠点が千葉市内にあり、地域防犯活動に取り組んでいる防犯パトロール隊で、次の各号に定める基準を満たす団体とする。

（１）市内在住者、在勤者又は在学者で構成される団体であること。

（２）営利を目的としていないこと。

（３）政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。

（４）おおむね５人以上で構成されていること。

（５）過去３年間にこの表彰を受けたことがないこと。

（表彰の基準）

第３条　対象団体のうち、別表に定める配点表に基づき高得点を得た団体を表彰するものとする。

２　表彰の対象となる活動は、原則として、前年度に行った団体の活動とする。ただし、その活動が当該年度にも継続していることを条件とする。

３　被表彰団体は、年度ごとにおおむね５団体までとする。

（表彰者）

第４条　千葉市長とする。

（表彰の方法）

第５条　表彰は、被表彰団体に対し、表彰状の授与をもって行うものとする。

（推せん方法）

第６条　表彰を希望する対象団体による自己推せん制とする。

２　申請しようとする団体は、千葉市防犯パトロール隊表彰申請書（様式第１号）を千葉市長に提出するものとする。

（表彰の決定及び通知）

第７条　表彰の可否は、書類審査を行ったうえで決定する。ただし、千葉市長が必要と認めるときは、書類審査に加えて、現地調査を行ったうえで決定する。

２　千葉市長は、申請団体に対して、千葉市防犯パトロール隊表彰決定通知書（様式第２号）又は千葉市防犯パトロール隊表彰の審査結果について（様式第３号）により、表彰の可否を通知するものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１１月１日から施行する。